

【2018年度 歌舞伎座・法人向け年間シート利用規約】

松竹株式会社
歌舞伎座・法人向け年間シート事務局

第1条（目的）

この利用規約(以下「本規約」という)は、松竹株式会社（以下「当社」という）が提供する2018年度の歌舞伎座・法人向け年間シート（以下「法人シート」という）の購入および利用に関する条件および規則を定めるものです。

第2条（契約の成立）

1. 法人シートの購入を希望するお客様（日本に登記のある法人に限ります）は、本規約に同意のうえ、別紙「2018年度 歌舞伎座・法人向け年間シートお申し込み書（以下「申込書」という）に必要事項を記入し、お申し込み期日までに当社歌舞伎座・法人向け年間シート事務局（以下「事務局」という）宛てに送付するものとします（この時点では法人シート利用契約は成立していません）。
2. 事務局にてお申し込みを確認後、お客様宛に送付するご請求書に従い、料金をお支払ください。事務局の指定する期日までに料金が納付されない場合、法人シートのお申し込みは失効いたします。
3. ご入金の確認が取れた時点をもちまして、法人シート利用契約は成立するものとします。なお、料金納付後の払戻しは一切いたしません。

第3条（契約期間）

1. 法人シート利用契約の有効期間は単年度限りとし、毎年度お申し込みいただくものとします。
2. 契約期間中は法人シート利用契約を中途解約することはできません。
3. 次年度の法人シート利用契約のお申し込みについては、事務局から送付する次年度の申込書に沿って別途お申し込みください。なお、コース内容は年度毎に変更となる可能性がございます。

第4条（法人シートの利用）

1. 法人シート利用契約者（以下「契約者」という）は、月毎の締切日までに、事務局の指定する観劇日のうち希望の観劇日を専用のWebサイトから申し込むものとします。締切日までにお申し込みいただけない場合、当該公演における法人シートの観劇日・観劇回のご希望はないものと判断し、事務局が指定させていただきます。なお、締切日以降の変更・キャンセルはお受けできません。
2. 月毎にご利用いただける法人シートの数は、契約者のコースによって定める数を上限とし、未使用分の次月以降への繰り越しはできません。また、土日祝日にご利用頂ける数は、月毎に事務局が定める数を上限とします。
3. 座席番号は事務局に一任となり、ご指定はいただけません。お客様のコースに応じて観劇回毎に事務局が座席番号を決定いたします。
4. 止む無き事情により、公演の演目、演出または俳優の変更が生じた場合であっても、観劇日、観劇回の変更はいたしかねます。また、これらを理由とした払戻しは一切いたしません。

第5条（届出事項）

1. 契約者は、申込書に記載された契約者に関するデータ（法人名・住所・電話番号・FAX番号・Eメールアドレス・担当者等）に変更が生じた場合には、その旨を速やかに事務局に届け出るものとします。
2. 事務局が契約者に通知、連絡を行う場合の宛先は契約者が届け出た住所・電話番号・FAX・Eメールアドレスのみとし、契約者が届出を怠ったことにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

第6条（禁止事項）

1. 契約者は、法人シート利用契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。また、観劇券および法人シートの利用によって得るその他の権利、物品（以下「観劇券等」という）を営利目的で第三者へ転売することもできません。
2. 法人シートの利用により提供を受けるサービス、商品等を利用して、営利を目的とした行為およびその準備を目的とした行為を行うことはできません。
3. 地位の譲渡、観劇券等の転売、その他これに類する行為が明らかになった場合、当社は、法人シート利用契約の解除または観劇券の失効手続を行ったうえ、次年

度以降の法人シートのお申し込みをお断りする場合があります。なおこの場合、解除または失効に伴う料金の払い戻しはいたしません。

第7条（違反）

契約者が、本規約に違反したと認められる場合、または、当社または第三者に損害を与えた場合、当社は、法人シート利用契約の解除または観劇券の失効手続を行ったうえ、別途損害賠償請求を行う場合がございます。

第8条（第三者との紛争）

法人シートの利用に関連して、契約者が第三者に対して損害を与えた場合、または、契約者と第三者の間で紛争を生じた場合、契約者は自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 法人シート利用契約にお申し込みいただいたお客様が、暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、その他これに類する反社会的勢力に所属または関係する企業・団体または個人（以下「販売拒否対象者」という）であると当社が判断した場合、法人シート利用契約のお申し込みをお断りさせていただきます。
2. 法人シート利用契約成立後に、契約者が販売拒否対象者と判明した場合、当社は、東京都の暴力団排除条例に準じ、何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに法人シート利用契約を解除させていただきます。なおこの場合、料金の払い戻しは一切いたしません。

第10条（破損、盗難、紛失等）

1. 事務局が契約者に送付した観劇券等は、契約者自らの責任において保管してください。事務局の責に帰さない事由に起因する観劇券等の破損、盗難または紛失等については、当社は一切その責任を負わず、観劇券等の再発行もいたしません。
2. 観劇券等のご掲示がない場合、ご観劇またはサービスのご提供をお断りさせていただく場合もございますので、予めご了承ください。

第11条（個人情報の保護）

1. 当社が取得し、お預かりするお客様および契約者の個人情報は、原則として下記の目的以外での利用は行いません。
 - ①法人シート利用契約に係る業務（観劇券・公演案内の送付等）
 - ②次年度以降の法人シートのご案内
2. 止む無き事情により、上記目的以外で個人情報を利用する場合は、取得または利用に先立ち、その目的、利用範囲をお客様および契約者に明示し、承諾をいただいたうえで利用いたします。

第12条（不可抗力）

天災地変やその他の特別な事情によって、歌舞伎座の公演が不可能となった場合、その対応をご連絡させていただきます。

第13条（限定）

1. 本規約に定める法人シートの対象公演は、歌舞伎座（東京都中央区銀座四丁目12番15号）で上演される公演のみとし、新橋演舞場、その他劇場での松竹主催公演は対象外となります。
2. 法人シートのご利用に関し、当社が提供する特典・サービス等は、各コースにあらかじめ定められたものに限るものとし、他のご要望（俳優写真の提供等）につきましては一切お受けできません。

第14条（専属的合意管轄裁判所）

法人シート利用契約に関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（改訂）

当社は、お客様へのサービス向上を図ること等を目的として、本規約を予告なく改訂することがあります。この場合、改訂された利用規約は、事務局による通知をもって効力を発するものとし、

以上